

3-3. 環境ラベルの相互認証に係る調査

3-3-1 日中韓相互認証に係る調査

1) 日中韓環境ラベル相互認証の現状

日中韓3カ国は、日中韓環境大臣会合(The Tripartite Environment Ministers Meeting: TEMM)の下に設置された日中韓環境産業円卓会議(Round Table Meeting: RTM)のもと、2005年から日本のエコマーク、中国・環境ラベル及び韓国・環境ラベル制度との間で基準の共通化とともに相互認証の実施に向けた検討を継続し、これまで毎年1回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催してきた。

2007年に日中韓3カ国で初めての共通基準「パーソナルコンピュータ(PC)」が合意されて以降、2012年の「複合機(プリンタ・複写機)」を皮切りに2021年の「壁及び天井等の仕上げ材」まで、毎年、共通基準に関する合意書が締結され、共通基準は12分野13品目に拡大している。また、2012年には「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法が定まり、日中韓3カ国の相互認証が開始された(現在の対象カテゴリは表3-3-1のとおり)。これまで日韓間においては、この相互認証の仕組みを利用して日本から韓国・環境ラベルを取得した実績が790件(2023年1月31日時点)になり、着実に活用実績が増加している。また、令和元年度(2019年度)には、日中間においても、この相互認証の仕組みを利用して、日本から中国・環境ラベルを取得した実績が1件誕生した。さらに、令和4年度(2022年度)には、日本から中国・環境ラベルを取得した機器がもう1件誕生した。

令和4年度(2022年度)は、2022年9月の日中韓環境ラベル実務者会議(オンライン開催)(以下「実務者会議」という。)において共通基準項目が合意された「壁紙」について、同12月に共通基準の合意書[資料編3-3-1]を締結した。また、韓国の複写機とプリンタ基準が2021年に改定されたことを受けて、日中韓3カ国の共通基準の再設定についても協議を行い、合意に至った。壁紙と同様に同12月に共通基準再設定の覚書[資料編3-3-2]を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「木材・プラスチック複合材」については、2023年度に開催される実務者会議(韓国：予定)で協議する予定となっている。

表3-3-1. 日中韓3カ国で共通基準を設定している商品カテゴリ




対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
パーソナルコンピュータ(PC) [CJK-01-2007(B)]	No.119 Ver.2	HJ2536-2014	EL144、 EL145、 EL147	各国基準が数度改定されていることから、2015年4月に共通基準項目の再設定を実施し、覚書を取り交わした。
複合機(MFD)	プリンタ [CJK-02-2009(D)]	No.155 Ver.1	HJ2512-2012	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の再設定に関する覚書を取り交わした。
	複写機 [CJK-03-2009(C)]	No.155 Ver.1	HJ424-2017	韓国基準が2021年に改定されたことから、2022年12月に共通基準項目の


対象商品カテゴリ [共通基準名]	対応する各国の基準			状況
	日本	中国	韓国	
				再設定に関する覚書を取り交わした。
DVD 機器 [CJK-04-2013(A)]	No.149 Ver.2	HJ2511-2012	EL432	2013年10月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
テレビ [CJK-05-2014(A)]	No.152 Ver.2	HJ2506-2011	EL431	2014年11月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
プロジェクタ [CJK-06-2015(A)]	No.145 Ver.1	HJ2516-2012	EL146	2015年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
塗料 [CJK-07-2016(A)]	No.126 Ver.2	HJ2537-2014	EL241	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
文具 [CJK-08-2016(A)]	No.112 Ver.2	HJ572- 2010	EL108	2016年4月に共通基準の合意書が締結され、相互認証が開始された。
繊維製品 [CJK-09-2017(A)]	No.103 Ver.3 等	HJ2546-2016	EL311	2016年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2017年8月に共通基準の合意書が締結された。
シュレッダー [CJK-10-2018(A)]	No.161 Ver.1	HJ2509-2012	EL150	2017年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2018年6月に共通基準の合意書が締結された。
家具 [CJK-11-2019(A)]	No.130 Ver.2	HJ2547-2016	EL172	2018年4月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2019年11月に共通基準の合意書が締結された。
印刷インキ [CJK-12-2020(A)]	No.102 Ver.2	HJ2542-2016 HJ 371-2018	EL602	2019年3月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2020年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁及び天井等の仕 上げ材 [CJK-13-2021(A)]	No.123 Ver.2 等	HJ/T223- 2005	EL248	2020年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2021年11月に共通基準の合意書が締結された。
壁紙 [CJK-14-2022(A)]	No.123 Ver.2	HJ 2502- 2010	EL242	2021年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定され、2022年12月に共通基準の合意書が締結された。
木材・プラスチック 複合材	No.137 Ver.1	HJ 2540- 2015	EL726	2022年9月に共通基準を作成するカテゴリに選定された。

3-3-2 その他の海外ラベルとの相互認証に関する調査

本項では、日本のエコマークが相互認証協定(Mutual Recognition Agreement: MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を整理した(表 3-3-2.)。2023 年 3 月時点で、エコマークが相互認証協定を締結している環境ラベル機関は以下の 10 機関である。本年度は、韓国・環境ラベル、中国・環境ラベル、ドイツ・ブルーエンジェル、台湾・グリーンマーク及びシンガポール・グリーンラベルの 5 機関について報告する。

表 3-3-2. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク			
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術院 (KEITI)	中環連合(北京)認証センター 有限公司(CEC)
対象商品 カテゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プ ロジェクタ、塗料、文具、織 維製品、シュレッダー、家 具、印刷インキ、壁及び天井 等の仕上げ材、壁紙	PC、MFD(複写機、プリン タ)、DVD 機器、テレビ、プロ ジェクタ、塗料、文具、繊維製 品、スキャナ、シュレッダー、 デジタル印刷機、家具、印刷イ ンキ、壁及び天井等の仕上げ 材、壁紙
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年
活用実績	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	ニュージーランド	タイ	ドイツ	台湾
ラベル名	ニュージーランド ・環境チョイス	グリーンラベル	ブルーエンジェル	グリーンマーク
ラベル機関 (運営機関)	ニュージーラン ド エコラベリ ング トラスト (NZET)	タイ環境研究所 (TEI)	連邦環境・自然保護・建 設・原子力安全省 (BMUB)、連邦環境庁 (UBA)、品質保証・表示 協会(RAL gGmbH)、環 境ラベル審査会(Jury)	環境開発財団 (EDF)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	複写機、プリン タ、プロジェク タ	複写機、プリンタ	—
開始時期	2004 年	2014 年	2015 年	—
活用実績	あり	あり	あり	なし

ロゴマーク			
国・地域	カナダ(北米)	香港	シンガポール
ラベル名	エコロゴ	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	UL Environment, Inc.	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カ テゴリ	—	—	—
基本協定締 結時期	2014年	2015年	2015年
開始時期	—	—	—
活用実績	なし	なし	なし

1) 大韓民国「韓国・環境ラベル」

韓国のタイプ I 環境ラベルである「韓国・環境ラベル」は、韓国環境部所管の準政府機関である韓国環境産業技術院(KEITI)によって運営されている。2023年1月時点で160製品カテゴリ及び6サービスに対して基準が設定されており、18,950製品(4,871社)が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

エコマークと韓国・環境ラベルとの相互認証の活用状況については、エコマーク認証製品であり、相互認証の申請方法に基づいて韓国現地法人を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種が2023年1月末時点で790機種にのぼる。

日韓の相互認証に関しては、RTMのもと、2005年から協議を開始し、2007年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結した。2012年には相互認証の実施方法のルールを規定する「日中韓環境ラベル間におけるMRAベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」を締結し、日韓の相互認証が開始された。

現時点まで、日韓の相互認証の活用実績としては、複写機、プリンタなどの複合機がほとんどを占めているが、この過程において様々な課題を解決してきた。

エコマークでは、2014年5月にブルーエンジェル RAL-UZ171に対応するNo.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」基準を制定したが、その際には韓国側が未対応であったため、エコマークのNo.155基準に対応する共通基準が設定されない期間が生じ、No.155基準で認証を受けた製品を韓国・環境ラベルに申請した場合、相互認証が活用できずに審査が停止するケースが発生していた。そこで2014年12月に日韓の実務担当者で協議を行い、2015年1月からは、エコマークを運営する(公財)日本環境協会から相互認証用の「エコマーク認定確認書」を新たに発行し、その認定確認書には、「No.155基準は、旧No.117「複写機 Version2」またはNo.122「プリンタ Version2」の基準を満たす」と記載することで、No.155の認証製品でも暫定的に従来の相互認証の手続きを利用できるようにした。また、これまでこの認定確認書を発行していなかったために、同一機種において日本で認証を受けた機種名と韓国で申請する機種名が異なる場合、韓国側での審査に時間がかかるケースや相互認証が活用できなかったケースがあったため、認証確認書にはその対応関係を記載することとした。なお、2015年から続いた暫定的な運用も2018年6月に「複合機(複写機)」の共通基準改定の覚書が締結されたために終了した。その後も韓国側の認証業務の実務担当者との打合せを適宜実施し、相互認証手続きで生じる細かな課題等に関して意見交換を行い、円滑な相互認証の進展に努めている。

令和4年度(2022年度)については、3-3-1項で報告したとおり、引き続き日中韓の環境ラベル間で相互認証の協議を継続するとともに、2022年7月に日本で、タイとの相互認証で運用している派生機(同一シリーズで同一構造機器の印刷速度違いの機器)を相互認証の対象に追加する協議を日韓の実務者で行い、その後の調整等を経て、同年11月より運用開始に至った。

相互認証の活用実績としては、2022年2月以降、(公財)日本環境協会は、韓国に申請する79機種(韓国申請機種)の複写機・プリンタに対して相互認証用の「エコマーク認定確認書」を発行し、これまでに59機種が認証を受けている(2023年1月31日時点、累計790)

機種)。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、本年運用を開始した派生機も含め、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

(2) 韓国・環境ラベルの最新動向

韓国・環境ラベルの最新情報としては、新しく基準策定した商品カテゴリ、策定中の商品カテゴリは、表 3-3-3. のとおりとなっている。

表 3-3-3. 韓国・環境ラベルの基準策定／見直し一覧

No.	基準番号	商品カテゴリ名	
◆新しく基準を策定した商品カテゴリ			
1	EL333	Tumbler	タンブラー
2	EL806	Multi-use container rental service	繰り返し使用できる容器のレンタルサービス
◆基準策定中の商品カテゴリ			
1		Camping equipment	キャンプ用品
2		Cafe service	カフェサービス

2) 中華人民共和国「中国・環境ラベル」

中国のタイプ I 環境ラベル「中国・環境ラベル」は、中国生態環境部 (MEE) から権限を与えられた中環連合(北京)認証センター有限公司(CEC) によって運営されている。2023 年 1 月時点で 109 の製品カテゴリの基準が設定されており、12,837 ライセンス(5,716 社)が認証を受けている。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況及び活用実績

日中の相互認証に関しては、RTM のもと、2005 年から協議を開始した。2007 年に「日中韓環境ラベル間における基本合意書」を締結し、2012 年に「日中韓環境ラベル間における MRA ベース認証手順に関する合意書」及び「日中韓の相互認証の運用に係わる規則」が締結され、これにより相互認証の実施方法のフレームが定められた。日中韓の共通基準の合意書については、3-3-1 項で報告したとおりであるが、日中 2 カ国間では、2017 年 10 月に「スキャナ」の共通基準に係る合意書を締結している。また令和元年度(2019 年度)は、日中間で 2 品目目となる「デジタル印刷機」の共通基準設定の協議が 2019 年 8 月の日中環境ラベル実務者会議で行われ、同 10 月の GEN の年次総会(AGM)(中国・蘇州)の会期中に共通基準の合意書が締結された。

相互認証の運用については、基礎的な枠組みは前述のとおり整っていたが、日韓間とは異なり思うように活用が進まなかったことから、日中間では 2013 年 7 月に認証機関である CEC の実務担当者との相互認証の実務面での協議を開催し、認証手続きに関する合意形成を行った。さらに、2014 年度に日中間で相互認証の実現に向けた試験運用を行うことで合意し、活用事業者を募集したが、事業者から試験運用の協力は得られなかった。その後、2015 年 4 月に日中韓 3 カ国で MFD のプリンタの共通基準が再設定されたことを受けて、

同年7月に協力事業者を募り試験運用を試みたが、CEC側で「エコマーク認定確認書」が受理されず、相互認証が正常に機能しないことが判明した。そのため、(公財)日本環境協会では、2016年3月の日中韓環境ラベル実務者会議において、この不受理の理由を中国に確認するとともに、今後「エコマーク認定確認書」が適正に受理され、相互認証の手順が履行されるように中国側と手続を確認した。2019年には、前述の日中の「デジタル印刷機」共通基準において、エコマーク認証の1機種が相互認証を活用して初めて中国・環境ラベルに認証され、2019年10月のGENのAGM(中国・蘇州)の会期中に認証授与式が行われた。

日中2カ国間の相互認証の確実な運用が進展していた一方、いまだ申請する中国側担当者によって、共通基準であれば省略されるはずの証明書類などが要求されるといった事例が事業者より報告された。そこで、相互認証担当者との打ち合わせを実施し、中国側の相互認証活用時の申請担当窓口の一本化や連絡体制の再構築について両機関にて改めて確認を行った。結果、令和4年度(2022年度)にそれに続く新しい活用実績が1件誕生するに至り、今後の更なる相互認証の安定かつ円滑な運用による活用機会の増大が期待される。

(2) 中国・環境ラベルの最新動向

中国・環境ラベルの最新情報としては、基準策定を予定している商品カテゴリは、下表3-3-4.のとおりである。

表 3-3-4. 中国・環境ラベルの基準策定／見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名	
◆基準策定計画中の商品カテゴリ		
	Hotel	ホテル
	Chain restaurant	レストラン
	Supermarket	スーパーマーケット

3) ドイツ連邦共和国「ブルーエンジェル」

ブルーエンジェルは、1978年に世界で初めて開始されたタイプI環境ラベルで、ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)が所有権を持ち、ドイツ連邦環境庁(UBA)、ドイツ品質保証・表示協会(RAL gGmbH)、環境ラベル審査会(Jury)の3機関が連携して運営している。2023年2月時点で、約100の商品カテゴリ数に対して、1,600社を超える事業者20,000以上の製品またはサービスが認証されている。そのうち、最も認証数が多い基準が複写機・プリンタなどの画像機器であり、日系事業者の取得が多い。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

相互認証の協議は、2013年11月に開始され、2014年11月にドイツ・ベルリンにて、BMUB、UBAならびにRAL gGmbHと相互認証基本協定を締結した。基準の共通化としては、ブルーエンジェル RAL-UZ171「印刷機能を持つオフィス機器(プリンタ、複写機、複合機)(以下、画像機器)」基準をもとに、2014年5月にエコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準が制定され、それを受けて2014年5月、9月及び2015年8

月の協議を経て、2015年10月に認証手順及び運用規則を締結、「画像機器」の共通基準を策定し、相互認証の実務が開始された。

その後の協議状況としては、2016年にブルーエンジェル「画像機器」基準(RAL-UZ171)の見直し(全面改定)の検討が開始されたため、2016年6月と10月の「RAL-UZ171の改定に関する公聴会」(ドイツ・ベルリン)に(公財)日本環境協会の実務担当者も参加するとともに、併せて相互認証協議も実施した。新基準 RAL-UZ205(2018年以降は規格番号を DE-UZ205に改称)が2017年1月に制定され、これに整合を図る形でエコマーク No.155 基準の部分改定が行われた。これを受けて、2017年12月に共通基準項目の再設定に向けた協議を行い、2018年10月に新しい共通基準のもとでの相互認証が開始された。

令和2年度(2020年度)には、DE-UZ205の改定作業が2020年8月から開始され、2回の技術会議(オンライン)と、11月23日、24日のエキスパートヒアリング(対面・オンライン併用)、12月のJuryを経て、2021年1月に新基準である DE-UZ219が制定された。エコマークの No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準を DE-UZ219に対応させるために2021年1月に改定を行い、次年度以降、共通基準項目の再設定の協議を進める予定としている。

(2) 日本・ドイツ間の相互認証の活用実績

相互認証の活用実績としては、日本のエコマーク認証を取得した機種について相互認証を活用してブルーエンジェルの認証を受けた機種が、2016年6月に初めて2機種誕生した。その後、2019年1月までに相互認証用の「エコマーク認定確認書」を累計7機種に対して(公財)日本環境協会が発行し、そのうち累計3機種がブルーエンジェル RAL-UZ171の認証を受けた。また、日本の事業者が RAL-UZ171を取得した機種に関して、ドイツから相互認証を活用してエコマーク認証を受けた事例が2016年11月に1機種誕生した。他国の相互認証制度も含めて、相互認証制度を活用して日本エコマークを取得した初めての事例となり、日独双方で相互認証の有効性が確認された。(2023年2月時点の相互認証の実績：日本→ドイツ：3機種、ドイツ→日本：1機種)。

令和4年度(2022年度)の活用実績は無かったが、次年度に DE-UZ219 との共通基準の設定協議を進め、相互認証が活用できる体制にする予定としている。

(3) ブルーエンジェルの最新動向

ブルーエンジェル基準の制・改定は、ブルーエンジェルの独立した意思決定機関である環境ラベル審査会(Jury)で決定される。2022年12月6日、7日に開催されたJury¹では、新たに DE-UZ227「屋根瓦・コンクリート成型瓦」の認証基準の制定が決定された。また、DE-UZ119「マットレス」、DE-UZ154「テキスタイル」、DE-UZ228「データセンター」(DE-UZ161とDE-UZ214を統合し、DE-UZ228として制定)の基準が改定された。さらに、泡消火器と印刷インキのブルーエンジェル基準の開発が決定した。

2022年1月以降に制・改定された基準を表3-3-5.に示す。

¹ <https://www.blauer-engel.de/de/presse/detail/ergebnisse-der-sitzung-der-jury-umweltzeichen-im-dezember-2022>

表 3-3-5. ドイツ・ブルーエンジェルの基準策定/見直し一覧

基準番号	商品カテゴリ名	状況
DE-UZ 5	Hygienepapiere / 衛生用紙	2022 年改定
DE-UZ 38	Emissionsarme Möbel und Lattenroste aus Holz und Holzwerkstoffen / 木材及び木質素材を使用した低公害家具・すのこフレーム	2022 年改定
DE-UZ 106	Mobiltelefone, Smartphones und Tablets / 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末	2022 年改定
DE-UZ 119	Matratzen / マットレス	2023 年改定
DE-UZ 154	Textilien / テキスタイル	2023 年改定
DE-UZ 157	Energie- und wassersparende Hand- und Kopfbrausen / 省エネ・節水ハンドシャワー及びオーバーヘッドシャワー	2022 年改定
DE-UZ 178	Biologisch abbaubare Schmierstoffe und Hydraulikflüssigkeiten / 生分解性潤滑剤・油圧作動油	2022 年改定
DE-UZ 194	Handgeschirrspülmittel und Reiniger für harte Oberflächen / 手洗い食器用洗剤及び硬質表面クリーナー	2022 年改定
DE-UZ 201	Maschinengeschirrspülmittel / 食洗器用洗剤	2022 年改定
DE-UZ 202	Waschmittel / 洗濯洗剤	2022 年改定
DE-UZ 221	Unterwasserbeschichtungen und andere Bewuchsschutzsysteme / 水中塗料及びその他の防汚システム	2022 年制定
DE-UZ 222	Staubabscheider für Scheitholz-Einzelraumfeuerungen / 薪個室炉用ダストセパレーター	2022 年制定
DE-UZ 223	Thermopapiere / 感熱紙	2022 年制定
DE-UZ 224	Dach- und Dichtungsbahnen / 屋根膜・シーリング膜	2022 年制定
DE-UZ 225	Fassadenfarben / ファーサード塗料(外壁塗料)	2022 年制定
DE-UZ 226	Lieferdienstleistungen der letzten Meile / ラストワンマイル配送サービス	2022 年制定
DE-UZ 227	Dach- und Formsteine aus Beton / 屋根瓦・コンクリート成型瓦	2023 年制定
DE-UZ 228	Rechenzentren / データセンター	2023 年制定

4) 台湾「グリーンマーク」

台湾のタイプ I 環境ラベルとしては、環境発展財団(EDF)が運営している「グリーンマーク」がある。現在、165 の商品カテゴリ(有効 128、廃止 37)において、累計 21,415 製品またはサービス(有効：5,078、ライセンス数：512)が認証を受けている(2023 年 2 月時点)。



(1) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

平成 25 年度(2013 年度)の本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によると、台湾・グリーンマークの取得が現地の公共調達で求められるため、グリーンマークとの相互認証を希望する国内事業者が多いとの結果が得られている。

エコマークとグリーンマークは、2003 年に相互認証基本協定「Mutual Recognition Agreement Eco Mark and Green Mark Programs」を締結しているが、現時点において

相互認証の運用開始には至っていない。

2014年10月(台湾・台北)に行われた相互認証の協議では、対象カテゴリとして「画像機器」の共通基準を策定すること、及びエコマークが他の環境ラベル機関との間で採用している共通基準項目を設ける相互認証スキームを用いることで合意した。2015年7月(日本・東京)、10月(香港)の協議では、画像機器の共通基準設定及び運用規則の内容や、環境法規順守の証明に関して協議したが、妥結に至らずに検討を続けることとなった。2016年5月(日本・東京)の協議では、環境法規順守の運用に関して一定の方向性がつけられたため、台湾行政院環境保護署(EPA)に承認を得るステップに進むこととなった。その後も2016年9月(日本・東京)、10月(ウクライナ・キーウ)において、その他の内容をさらに詰めるために台湾の担当者と協議を重ねたが、後日、環境法規順守に関しての提案についてはEPAで受諾されなかったとの回答が台湾側からあった。また、グリーンマーク基準は、数世代前のブルーエンジェル基準を独自にアレンジした基準となっているほか、RoHS指令の対象物質においても閾値を極端に厳しくするなど、エコマーク No.155「複写機・プリンタなどの画像機器」基準との隔たりが大きい状況にある。

その後、グリーンマーク認証製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施するという変更がなされており、相互認証を活用する際の情報提供のあり方についても合意が得られないまま、協議はここ数年膠着状態になっており、再開の見込みは立っていない。

一方で相互認証の枠組みのなかで、日本・エコマーク事務局による台湾グリーンマークの現地監査の代行業務の実現も事業者からしばしば要望がある事項である。代理業務とは、グリーンマークの申請にあたり、申請製品の製造工場での現地監査が求められており、EDFに依頼する場合、台湾から来日する審査員の移動費や滞在費が日本事業者にとって大きな負担となっている。令和4年度(2022年度)は、現地監査の代行の実現について日台で協議を進めた。協議の結果、グリーンマークの現地監査が実施できる機関は、マネジメントシステム認証機関、製品認証機関及び要員認証機関を認定する機関の国際的組織であるIAF(International Accreditation Forum, Inc. 国際認定フォーラム)から認定を受けている機関に限られるが、エコマーク事務局はEDFと相互認証協定を締結していることから、現地監査実施機関に相当すると認められることとなった。また現地監査の実施プロセスや監査報告書の内容等についてもEDFとの確認が終了し、日本事業者からの要望が寄せられ次第、現地監査の代行業務が実施できる環境が整った。

(2) 台湾・グリーンマークの最新動向

2022年1月以降のグリーンマーク基準の制・改定状況は下表3-3-6のとおりである。現在、「グリーンオフィス」基準を策定中で、「消火器」、「パソコン」、「モニタ」、「デスクトップパソコン」、「新品トナーカートリッジ」、「画像機器」、「ポータブルプロジェクタ」、「スキャナ」、「インクカートリッジ」の基準を改定作業中とのことである。

表 3-3-6. 台湾・グリーンマークの基準策定／改定／廃止一覧

No.	分類	商品カテゴリ名		公告日時	状況
1	N-01	回収再生塑膠品及橡膠品	再生プラスチック・再生ゴム製品	2022年4月1日	改定
5	N-04	使用回収紙之包装用品	再生紙を使用した包装材	2022年4月1日	改定
7	H-02	建築用隔熱材料	建物用断熱材	2022年4月1日	改定
44	N-07	回収再生紡織品	リサイクル繊維	2022年4月1日	改定

出典：<https://greenlife.epa.gov.tw/categories/GreenSpecificationSearch>

3-3-3 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

1) シンガポール共和国「グリーンラベル」

シンガポールのタイプ I 環境ラベルとしては、シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) が運営している「シンガポール・グリーンラベル」がある。SEC は、独立した非営利団体として 1995 年に設立され、シンガポール・グリーンラベル制度以外にも、オフィスやショップ、イベントなどの環境認証制度のほか、環境人材の育成プログラムの提供、各種表彰制度を運営している。シンガポール・グリーンラベルは、1992 年に当時の環境省(現 持続可能性及び環境省)によって開始され、1999 年に SEC に引き継がれた。GEN には 2003 年より参加しており、東南アジア地域において最も活用されているタイプ I 環境ラベルの一つである。51 の商品カテゴリにおいて、約 4,000 商品(約 800 社)が認証を受けている(2023 年 2 月時点)。現在、新たに策定中の基準はない。



平成 25 年度に本業務で実施した国内事業者向けのニーズ調査によれば、日本の複写機・プリンタ事業者によるシンガポール・グリーンラベルの認証取得は 5 社と多く、相互認証の要望も 4 社と少なくはない。取得理由としては、「現地法人からの要望がある」や「公共調達で環境ラベルの取得が義務付けられている」、「環境ラベルの取得がその国での販売において有利に働く」等の回答が得られている。2023 年 2 月現在、5 社が認証を取得しており、23 ブランド/機種が登録されている。

シンガポールのグリーン公共調達は、今年度大きな進展があった。2021 年 2 月に「シンガポール・グリーンプラン 2030」が公開され、グリーン公共調達の推進が目標の一つとして掲げられた。同年 7 月には、エアコンや冷蔵庫、テレビ、LED 照明など具体的な環境要件が公表され、SEC としては今後、紙製品をはじめプリンタなどのオフィス機器のカテゴリを対象とするよう関連省庁に働きかけるとしている。

2) 日本エコマークとの相互認証協議の状況

2014 年 4 月に相互認証の実施に向けたキックオフミーティング(Skype を用いたウェブ会議)、同年 8 月のウェブ会議を経たのち、2015 年 10 月に香港でエコマークとグリーンラベルとの相互認証基本協定及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。同協定書では相互認証の共通基準を設定する対象カテゴリとして、複写機、プリンタを取り上げることに合意している。その後、グリーンラベルの担当者が複数回交代したため、事実上協議は停止していた。しかし、一定の事業者ニーズはあるため、令和 3 年度(2021 年度)は、8 月にウェブ協議を行い、「複写機・プリンタなどの画像機器」を含めた相互認証の共通基準対象品目の設定などの協議を再開し、令和 4 年度(2022 年度)は、9 月、10 月にウェブ協議を行い、主に「プロジェクト」に関する共通基準の可能性について検討を行った。令和 5 年度(2023 年度)の合意書締結に向け協議を進めることを確認し、協議の内容については次項以降に詳述する。

(1) SEC との相互認証協議報告書(2022 年 9 月 6 日開催)

[日時]	2022 年 9 月 6 日(火)15:00~16:00 (14:00~15:00 ※シンガポール時間)
[場所]	Web 会議(英語)
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会(Singapore Environment Council : SEC) <ul style="list-style-type: none">• Mr. Wai Leong Liew (Head of Business Development and Strategy)• Mr. Vincent Teo (Standards and Certification)• Mr. Paul Chu• Ms. Jasmine Soh Jie Ling (Senior Sales Person)• Mr. Ambrose Lim Chuon Chiang
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none">• 藤崎 隆志(エコマーク事業部長)• 漣 友行(基準・認証課 技術専門課長)• 小林 弘幸(事業推進課 課長代理)
目 的	シンガポール・グリーンラベルとエコマーク相互認証協議
【内容】	
<p>1. シンガポール・グリーンプランの進捗について</p> <p>前回(2021 年 8 月 5 日)の協議において、同年 7 月にシンガポール政府(持続可能性・環境省)が推し進める「シンガポール・グリーンプラン」のもと、「持続可能な公共調達スキーム」を公表し、さら具体的な品目も公開され、グリーンラベルが要件として設定されたとの情報提供があった。さらに、SEC としてプロジェクタやプリンタなどのオフィス機器等の異なるカテゴリにおいてもグリーンラベルが対象となるよう関連省庁に働きかけたいと述べており、その進捗動向について確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">• シンガポール・グリーンプランは 5 つの柱から構成されている。SEC は全ての 5 つの柱に関わっているわけではなく、SEC のリソースを考慮し、いくつかに限定している。• シンガポール・グリーンプランは、新しい政策であることから、いまだ認知度が高いとは言えず、多くの人々が期待しているほどの進展はいまのところない。• 次期首相である財務相は、グリーン経済の推進を掲げ、最近の予算案の検討においてもグリーン経済への投資に多くの時間を割いている。つまり、シンガポール政府にとってグリーン経済の促進を本気で進める意思があるということである。• 2022 年 5 月にロックダウンが明けてから、シンガポール経済はいまだ回復途中で、その動きはスローである。• グリーン分野を推し進める産業界を特定している。一つ目はホスピタリティ分野で、ホテルや MICE などである。二つ目は、交通手段とロジスティック分野で、特に EV の普及に注力している。• 電気やガスなどのエネルギー分野、水事業などへのグリーンファイナンスを推し進め	

ている。

- SEC では、エコマークと GPP 分野の協力を考えている。シンガポールでは、持続可能性・環境省(MSE)が GPP を主導しており、グリーンアジェンダを政府機関が採用するよう働きかけている。
- 省庁など他の政府機関が調達において考慮すべき基準の策定を予定している。政府機関は MSE が策定した環境基準を入札に含めることが求められるが(義務)、その環境基準を満たすことは義務ではない。環境基準を満たすことができた入札者は、加点が得られる仕組みとなっている。
- シンガポール・グリーンラベルとしてのアップデートは、現在、2品目について新しい基準の策定を進めている。プロジェクト及び洗剤(商業用、家庭用)である。
- プロジェクト基準については、エコマーク基準をベンチマークとして参考にしている。市場調査のほか、業界団体や事業者にヒヤリングし、日本企業からも意見を聞いている。
- シンガポール・グリーンラベルの申請に関心のある日本企業も多いが、主に言語と基準適合に関する課題を挙げる企業が多い。

2. エコマークの提案品目について

前回の協議以降、SEC 側の要望を受け、エコマーク事務局から SEC との相互認証の具体的な品目を3点(画像機器、カーペット、プロジェクト)提案した。その3点の提案について、SEC 側の反応を伺った。

SEC) 他に日本企業がシンガポール・グリーンラベルの取得に関心の高い分野はあるか。

JEA) 提案しているカーペットを含む建材である。日本企業からは、東南アジアにおいてシンガポール・グリーンラベルの取得を求められることが多く、取得を希望するという声を聴いている。

SEC) 相互認証の運用方法について。双方の基準項目数に違いがあり、共通基準とできない項目の運用はどうするのか。

JEA) 相互認証の運用方法については、エコマークが他の機関と採用している運用方法がある。双方の基準を比較し、共通基準についてはもう一方の審査を省略し、非共通基準については通常とおりの審査を行う方法である。

JEA) 画像機器については、前回説明したとおり、エコマーク基準はドイツ・ブルーエンジェルの最新基準を反映するよう内容となっており、その基準レベルの高さと維持に自信を持っている。ほとんどのタイプ I 環境ラベルの画像機器基準はブルーエンジェル基準を参考としており、エコマーク基準の信頼性の高さから、ニュージーランドとの相互認証ではエコマーク認証製品であればニュージーランド側が審査なしに認証を付与する方式となっている。前回も述べたが、エコマーク事務局が画像機器基準の品質を担保するため、同様の方式をシンガポール側にも検討いただきたい。当然、共通基準と非共通基準を策定し、共通基準のみもう一方の審査を省略する方式でも検討は可能である。

SEC) SEC が相互認証を推し進める目的として、事業者のシンガポール・グリーンラベル

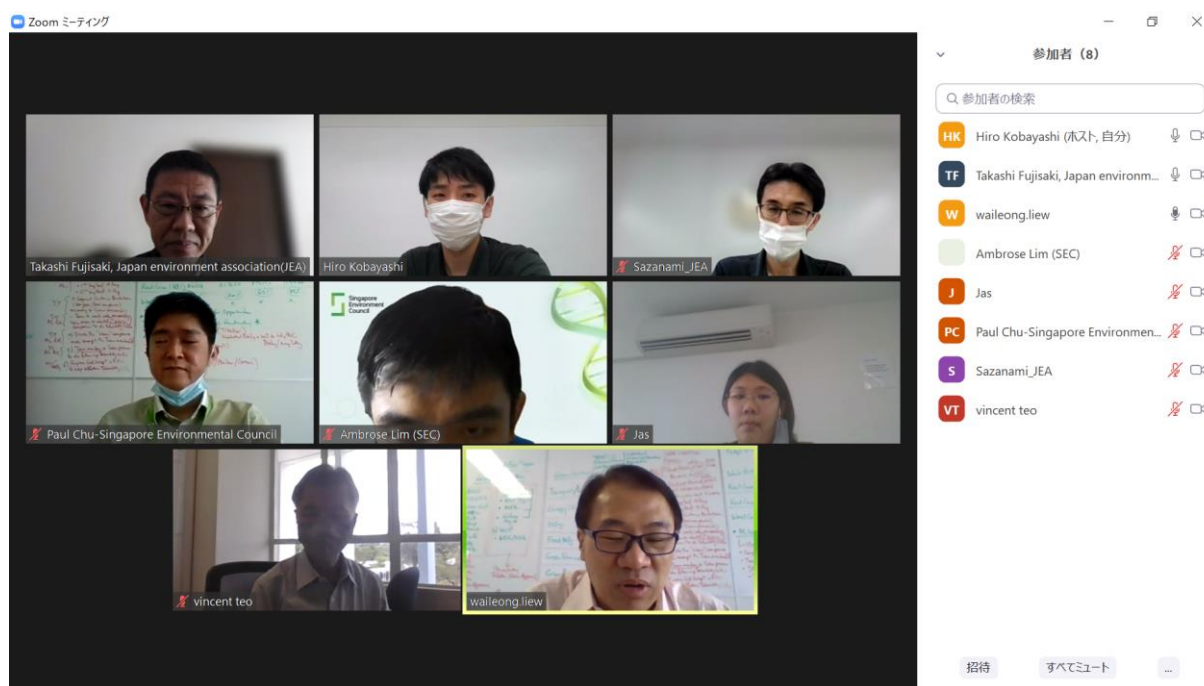
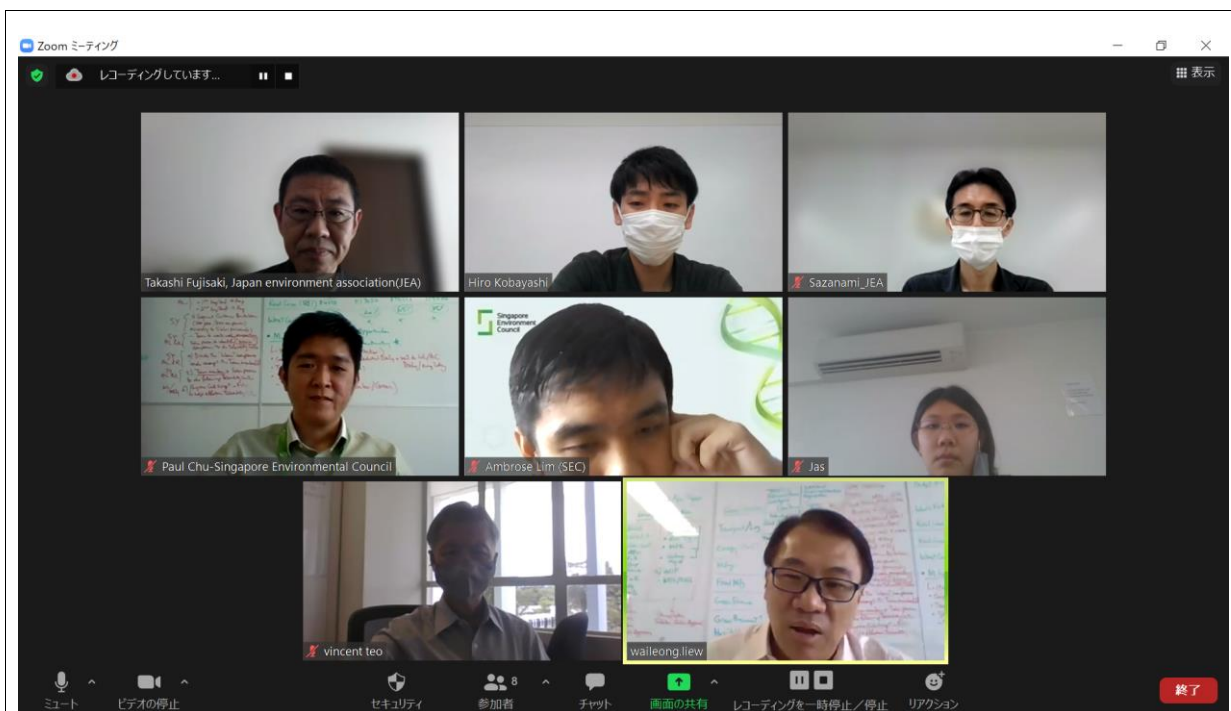
の申請に係る負担を軽減し、事業者がより取得しやすい環境を整えることである。そのため、業界にヒアリングするとともに、SEC として環境ラベル事業を拡大するために新しい分野の基準を策定し、新しい分野の事業者を呼び込みたい。日本にはプロジェクトの分野をはじめ、グローバルブランドを有する事業者が多いが、それらの事業者を巻き込むためのアイデアはあるか。

- JEA) エコマーク事務局では、定期的にオンラインセミナーやイベントを開催しており、相互認証協定が締結後、関連日本企業を招いたセミナーを開催したり、エコマーク事務局が関わるイベントにて SEC 担当者が登壇する機会を設定することも検討可能である。
- SEC) 日本の事業者より問い合わせがあるが、主に言語的な問題からシンガポール・グリーンラベルの申請を断念するケースがある。このような日本の事業者に対して何か考えはあるか。
- JEA) エコマーク事務局にも、海外のタイプ I 環境ラベルの取得に興味があるものの、言語等の課題を踏まえ、支援を依頼する事業者がいる。現時点では、我々の規定上、そのような業務を行うことは困難だが、将来的にエコマーク事務局を日本の窓口とした代理認証業務の実施を検討している。海外のタイプ I 環境ラベル取得を希望する日本企業のワンストップサービスを提供できるようになるとよい。

3. 決定事項・今後の進め方

以下の事項を確認し、SEC に送付する。

- プロジェクトを最初に取り組む対象カテゴリとする。
- SEC、エコマーク事務局がそれぞれシンガポール・グリーンラベルのプロジェクト基準、エコマーク基準を比較し、共通基準について協議する。(SEC は準備でき次第、プロジェクト基準をエコマーク事務局に共有する)
- エコマーク事務局より、事例として相互認証運用プロセスについて紹介し、SEC との運用方法について議論する。
- 次回の会議は、2022 年 10 月前半もしくは中旬に行うことを確認し、後日、メール等で日程調整を行う。



会議の様子

以上

(2) SEC との相互認証協議報告書(2022 年 10 月 26 日開催)

[日時]	2022 年 10 月 26 日(水)17:00~18:00 (16:00~17:00 ※シンガポール時間)
[場所]	Web 会議(英語)
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会(Singapore Environment Council : SEC) <ul style="list-style-type: none">• Mr. Wai Leong Liew (Head of Business Development and Strategy)• Mr. Paul Chu• Ms. Jasmine Soh Jie Ling (Senior Sales Person)• Mr. Ambrose Lim Chuon Chiang ※Mr. Vincent Teo (Standards and Certification)は不在
	公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none">• 漣 友行(基準・認証課 技術専門課長)• 小林 弘幸(事業推進課 課長代理)
目 的	シンガポール・グリーンラベルとエコマーク相互認証協議
【内容】	
1. プロジェクト共通基準について 前回の協議で「プロジェクト」を最初の対象品目として議論することに合意した。本協議の冒頭、SEC 側が 2022 年 10 月に制定したグリーンラベル基準「プロジェクト」とエコマーク基準(No.145「プロジェクト Version1」)を簡易比較した資料を用いて、共通基準の可能性について説明を行った。	
<共通基準として合意可能項目> <ul style="list-style-type: none">(6) 分解可能設計(3R 設計)(9) エコモードの消費電力(10) 重金属(10) 難燃剤の一部(13) ガラス部品のカドミウム、鉛、水銀、六価クロム	
<エコマーク → シンガポール・グリーンラベルのケース限定の共通基準として検討可能な項目> <ul style="list-style-type: none">(7) 消費電力	
SEC) <ul style="list-style-type: none">• SEC では社内のインターネットポリシーにより、基準書はホームページで公開していない。• シンガポール側の当初の説明では重金属基準は非共通基準とのことであったが、シンガポールの重金属基準はエコマークと同様に RoHS を引用しており、単位が異なるも	

のの換算すれば同じ基準値であるため、共通基準となり得る。

- 同じバックグラウンドがある基準項目は、解決策としてより厳しい基準に合わせることも一案である。
- 難燃剤基準については、共通となっている物質(SCCP など)を特定し、共通基準とすることは検討の余地がある。
- 対象となる難燃剤はリスト化されており、製品・プラスチック・ゴム部品に含まれてはならない。このリストは2年ごとに必要に応じて更新する。

<質疑応答>

SEC) この共通基準の議論を前進させることは重要であるが、より重要なことはビジネスの観点から、日本からシンガポール、もしくはシンガポールから日本へそれぞれ進出を希望する事業者にメリットを提供できるようにすることである。そして、日本・シンガポール事業者の支援になることと同時に、双方の環境ラベルの価値を高めることが重要である。

JEA) 共通基準を設定することで、事業者にとっては試験コストや申請に係る時間を大幅に削減することが可能である。タイプ I 環境ラベルは各国の状況を反映した基準となるため、全ての基準項目を共通基準化することは難しいが、事業者にとって申請に係る負担が大きいものだけでも共通基準化できるとメリットがあるのではないか。

プロジェクト基準であれば、消費電力や有害物質の基準項目がそれにあたる。例えば、消費電力の基準項目は、シンガポール側はエコマーク基準 Version1 を引用しており、日本側の現在の Version2 はより厳しい基準となっている。プロジェクト事業者の多くは日本事業者であるため、日本からシンガポールの申請に限り(一方通行)、共通基準と合意できれば、事業者にとってメリットが大きいと考える。

SEC) 技術部門担当者としては、個人的に賛成である。SEC は、約一か月前にできたプロジェクト基準について経験もなく、上層部次第ではあるが、技術的観点からは問題ないと思われる。一つの理由としては、消費電力を試験する試験機関がシンガポールになく、仮にシンガポールの試験機関にサンプルを送ったとしても、結局、台湾や中国など他国の試験機関に送られ、試験されるだけである。以上の理由から、日本のより厳しい基準に合わせることは、私の立場としては問題ないだろう。

SEC) より厳しい基準を採用することは問題ない。エコマークの Version2 基準を送付いただきたい。

SEC) エコマークの方が厳しい基準項目については、シンガポール側で改めて審査しないということは理解したが、エコマーク側にはない基準要件については、シンガポールで試験してもいいか。

JEA) そのとおりである。

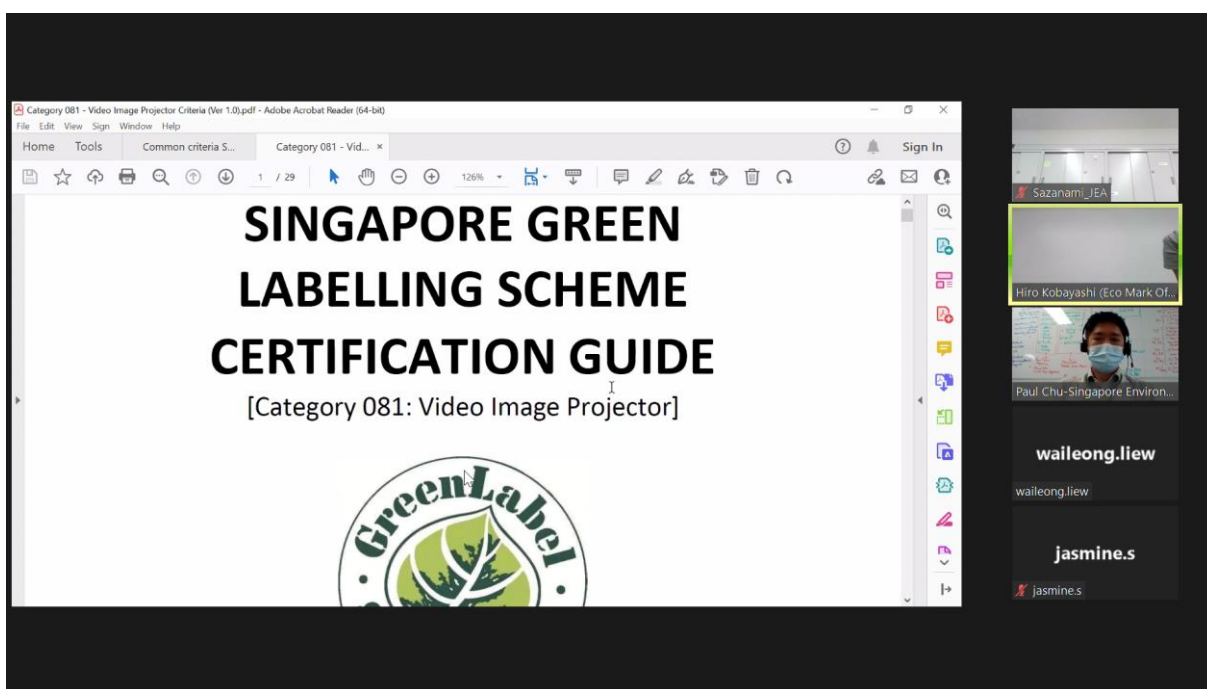
SEC) 日本の提案のとおり、Version2 をもとにエクセルシートで両基準のマッピング(比較)をやり直す。エクセルで行うことで、変更や意見を入力することができ、より議論が活性化するだろう。

- SEC) 二つの提案がある。一つ目は、例えば、シンガポールにあり、日本が設定していない基準項目について、もし双方が合意すれば、厳しい基準項目の方をそれぞれ採用したらどうか。二つ目が、例えば、シンガポールでは設定しており、日本が設定していない基準項目について、シンガポールで試験(審査)を行う。シンガポール・日本の双方が同じ基準項目を設定しており、日本の方が厳しい場合は、シンガポールは日本側の審査結果を受け入れる。一方、シンガポールの方が厳しければ、事業者には試験を求める。これは、合理的で、明快なアプローチである。
- SEC) 基準品質や基準レベルは高いレベルで維持されるべきで、かつ頻繁に変更されるものではない。最も厳しい基準を使用するのであれば、よい言い方をすれば、基準に妥協しておらず、最も厳しい基準を採用していることをアピールする。
- SEC) 双方の基準を比較し、最も厳しい基準の方を共通基準として設定することについて理解を深めるために、訓練が必要だと考えている。
- SEC) この相互認証の原則を他の製品にも適用できるとよい。つまり、これからサインする MRA では、両機関がともに有し、共通する全ての品目をカバーするということである。これが実現できれば、両機関だけでなく、業界や事業者にとってもメリットがある。
- JEA) 共通基準方式で話を進めるのであれば、カテゴリを決めたほうがいい。
- SEC) シンガポールで制定されているものの、日本では制定されていない基準について、この相互認証にもとづき、シンガポールの認証内容が十分だと判断すれば、日本でも基準が設定されていないものの認証をだすことは差支えないと考えているがどうか。
- JEA) エコマークでは、その品目で基準が設定されていなければ、相互認証を活用して認証をすることはできない。
- SEC) それではシンガポールも同じとする。重要なのは、透明性のあるプロセスで、誤解を招かないものとするところである。
- SEC) 今後はエコマーク Version2 基準をもとにした比較を進め、共通基準を議論すると同時に、両機関に対してビジネス面について考えてもらいたい。シンガポール・グリーンラベルの取得を検討する日本事業者にとって、シンガポールが最終目的地ではなく、シンガポールをベースに ASEAN 地域への進出を検討していることが多いと考えるが、MRA を締結することによる日本事業者へのポテンシャルについてどうか。
- JEA) 一定のポテンシャルはあると考えている。実際、プロジェクトで海外環境ラベルの取得を検討する事業者からも問い合わせがあるが、言語的な課題から断念したという事例も聞いている。また、海外の環境ラベルの取得動機でも最も多いのが GPP への対応であり、「シンガポールグリーンプラン 2030」によって GPP が強化されるシンガポールでは、シンガポール・グリーンラベルの取得を検討する日本事業者は増加すると考えている。
- SEC) ビジネス面へのマーケティングに関する WG の立ち上げを検討したい。ターゲットを選定し、適切なところにマーケティングを行い、資源を投入できるよう、まず課

題や機会を明確にし、明確な見通しのもと共通基準について議論できるのではないかと考える。

2. 今後の進め方について

- エコマークのプロジェクト **Version2** 基準を **SEC** に送付し、**SEC** が比較表をアップデートする。
- 共通基準を検討する **WG** 及びマーケティング面について検討する **WG** の立ち上げを検討する。



会議の様子

以上